

多摩境通り景観形成誘導地区のチェックリスト(適合状況説明書)

開発行為

景観形成基準に対する適合状況を適合状況記載欄に**具体的**に記入してください。
該当しない基準については、適合状況記載欄に該当なしとご記入ください。

指摘事項が出た場合、指摘事項に対する措置状況を措置状況記載欄に追記し、図面に変更がある場合は変更後の図面を添付すること。

		景観形成基準	景観形成基準に対する 適合状況記載欄	町田市指摘事項① 町田市指摘事項②		措置状況記載欄① 措置状況記載欄②	確認
土 地 利 用	1	事業地内と周辺地域のオープンスペースが連続的なものとなるように計画するなど、周辺地域と関連づけた土地利用計画とする。		①			□
				②			
	2	事業地内外のみどりが、丘陵地、周辺市街地のみどり、公園や散策路とネットワークを形成する計画づくりに努める。 なお、新たに公園を整備する事業については、周辺地域の状況を調査し、適正な誘致距離を考慮した上で緑のネットワークの形成に配慮した計画とする。		①			□
				②			
	3	事業地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、緑地などとして活用する。		①			□
				②			
緑 化	4	既存のみどりを活かすとともに、敷地内は積極的に緑化を図り、周辺や丘陵地のみどりとの連続性に配慮する。		①			□
				②			
	5	樹種や花種などの選定にあたっては、周辺のまち並みやみどりとの調和、季節感の創出に努める。 紅葉や花実を付けるなど、四季の変化を感じることができる樹種を選定する。		①			□
				②			